

(仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託 仕様書

1 業務名

(仮称) 豊田市博物館施設シンボル・ロゴタイプ作成業務委託

2 目的

令和6年に開館する(仮称) 豊田市博物館(以下「博物館」)の、案内表示(看板等)や印刷物に使用するための、施設のシンボル・ロゴタイプを作成する。

※シンボル・ロゴタイプ作成に関わる作成条件(色調等)は市が指示するものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日

4 対象施設

(仮称) 豊田市博物館(豊田市小坂本町地内)

5 業務内容

- (1) 施設のシンボルの作成
- (2) 施設のロゴタイプの作成
- (3) シンボル及びロゴタイプの使用マニュアルの作成
- (4) 商標(41類)の調査及び出願・登録
- (5) (仮称) 豊田市博物館新築工事の施工監理者や展示製作者との調整
- (6) 成果品の作成

6 成果品

上記5に関わる成果品をファイルに綴じ5部提出すること。また、各成果品の電子データ(Adobe社PDF及びIllustrator形式等)も提出すること。

7 留意事項

- ・「豊田市景観条例」や「豊田市屋外広告物条例」「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」など関係法令・条例等を遵守すること。
- ・業務の実施にあたっては、『豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針』(平成28年)、『豊田市新博物館基本構想』(平成29年)、『(仮称) 豊田市博物館基本計画』(平成31年)、『とよたの新しい博物館』(令和4年)、を十分理解すること。
- ・シンボル及びロゴタイプは、ユニバーサルデザインを重視したものとし、「視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック」(愛知県健康福祉部障害福祉課・平成30年)の方針に配慮したものとすること。
- ・プロポーザルでシンボル案等が決定するものではなく、業者決定後改めてデザインを作成すること。

8 その他

- ・ 成果物として納品されたものの著作権と使用权は、豊田市に帰属するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、両者協議の上、進めること。